

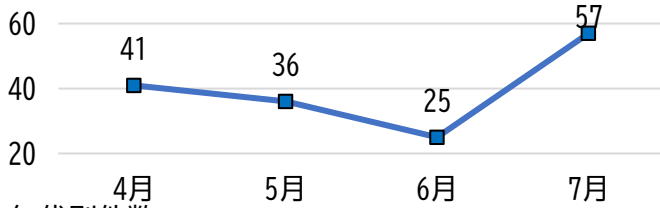


西区 消費生活相談情報<速報値>

～令和6年9月 涼秋号～

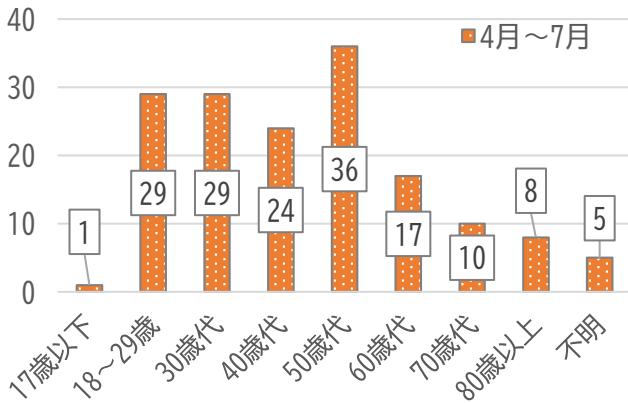


◇消費生活相談件数



| |
|---------|
| 令和6年度累計 |
| 159 |

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

| 契約のきっかけ | 4月～7月 |
|---|-------|
| SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 23 |
| 定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。 | 11 |
| 点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言って商品やサービス等を契約させる商法。 | 3 |
| 電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 10 |

◇商品・役務別ランキング（令和6年4月～7月受付分）

| | | | |
|----|-----------|----|--|
| 1位 | 不動産貸借 | 16 | 新築の賃貸マンションに入居後、2年で退去した。後日高額な修繕費用やクリーニング代を請求された。普通に使っていたのに納得できない。 |
| 2位 | 役務その他サービス | 9 | スマホに「ウイルス感染」と警告画面が表示され、驚いて同意ボタンを押してしまった。個人情報の漏えいが心配だ。 |
| 3位 | 商品一般 | 8 | クレジットカードの利用明細に身に覚えのない請求が含まれていた。カードが不正利用されたようなので返金してほしい。 |
| 3位 | 化粧品 | 8 | インターネット通販で、お試しのつもりで美容液を注文したら定期コースだった。事業者に解約の電話をかけているがつかまらない。 |

◇相談事例



～給湯器の点検商法に注意～



「給湯器の無料点検をする」と言って、突然自宅に来訪した事業者者に点検を依頼した。点検後に「すぐに交換しないと危険だ」と言われ、不安になり50万円の給湯器交換工事の契約をしてしまったが、高額であり不審なので解約したい。（70歳代 男性）

突然訪問して給湯器の無料点検を持ち掛け、不安をあおって高額な給湯器の交換を迫る手口が多く見られます。中には「自治体から委託を受けた」、「契約中のガス会社から依頼された」などと身分を偽るケースもみられます。

- 訪問販売事業者は勧誘に先立って、①事業者名、②契約の勧誘が目的であること、③勧誘しようとする商品等の種類を明らかにする義務があります。無料点検と言われても安易に点検させず、ガス会社等に確認しましょう。
- 点検後に購入を勧められても、**その場で契約しないように**しましょう。もし、訪問販売で契約をしてしまっても、契約書面を受け取った日から8日間はクーリング・オフができます。
- 購入する場合は、複数社から**見積り**を取るようにしましょう。

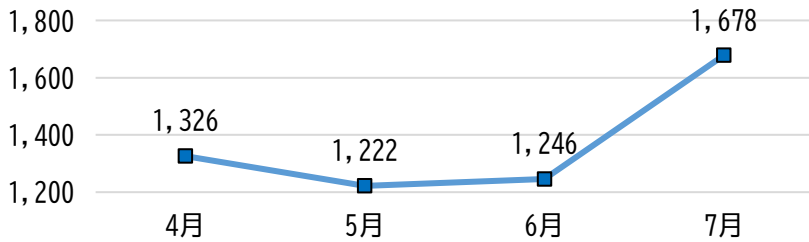
🌰 参考情報 🌰

●国民生活センター
給湯器の点検にご注意ください



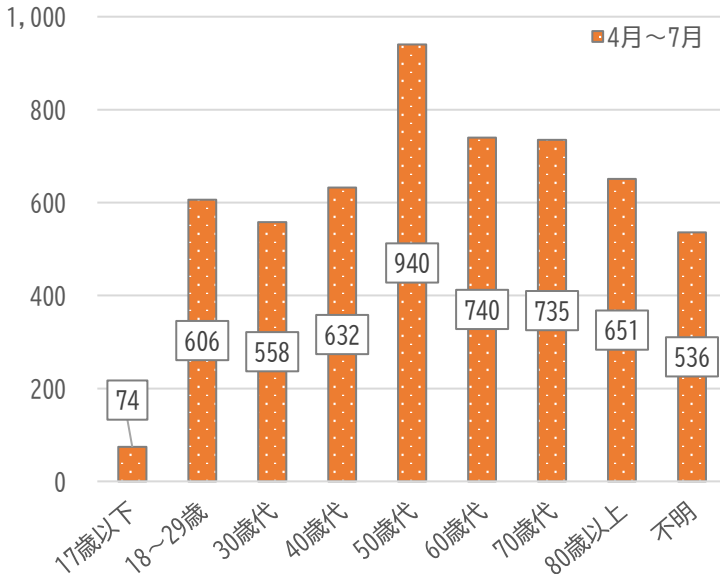


◇消費生活相談件数



| |
|---------|
| 令和6年度累計 |
| 5,472 |

◇年代別件数



◇主な契約のきっかけ別件数

| 契約のきっかけ | 4月~7月 |
|---|-------|
| SNS SNSをきっかけとして商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 557 |
| 定期購入 一定の金額を払うことで定期的に商品を購入する契約。 | 428 |
| 点検商法 点検と称して来訪し事実と異なることを言っ て商品やサービス等を契約させる商法。 | 242 |
| 電話勧誘 電話で商品やサービスの勧誘等をするもの。 | 439 |

◇商品・役務別件数 年代別上位5位

| 順位 | 17歳以下 | 18~29歳 | 30歳代 | 40歳代 | 50歳代 | 60歳代 | 70歳代 | 80歳以上 |
|----|--------------------------------|-------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|---------------------|-----------------|
| 1位 | インターネットゲーム 30 | 不動産貸借 64 | 不動産貸借 53 | 不動産貸借 53 | 商品一般 71 | 化粧品 66 | 商品一般 74 | 工事・建築 56 |
| 2位 | 商品一般 4 | エステサービス/役務その他サービス 37 | 役務その他サービス 29 | 商品一般 38 | 不動産貸借 57 | 商品一般 55 | 工事・建築 55 | 商品一般 49 |
| 3位 | アダルト情報 4 | 医療サービス 25 | 商品一般 28 | 化粧品 27 | 役務その他サービス 48 | 役務その他サービス 47 | 健康食品 48 | 役務その他サービス 47 |
| 4位 | 他のシャツ/他の教養娯楽等情報配信サービス/化粧品 3 | 修理サービス 23 | 医療サービス 22 | 役務その他サービス 24 | 健康食品 47 | 工事・建築 46 | 役務その他サービス/化粧品 47 | 健康食品 30 |
| 5位 | 教養娯楽品その他/役務一般/コンサート 2 | 商品一般 21 | 修理サービス 17 | 修理サービス 22 | 化粧品 45 | 健康食品 41 | 不動産貸借 18 | 新聞/化粧品 24 |



発行元：横浜市消費生活総合センター
 電話相談受付 045-845-6666
 平日 9時から18時
 土曜・日曜 9時から16時45分

センターホームページ参照

